

北海道檜山振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月15日

北海道檜山振興局長 山田 哲史

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称（1月当たりの単価並びにフルカラー及びモノクロ1枚当たりの単価）及び数量

ア フルカラー複写機の賃貸借契約（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり モノクロ1,400枚、カラー4,600枚

(2) 契約の目的の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで。

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（分類「29：複写機」）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス（用紙及びステープル針の供給を除く。）の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(6) 道内に本店を有し、かつ檜山振興局又は渡島総合振興局管内に本店・支店又は営業所を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 告示日から令和6年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043-8558
檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山振興局産業振興部農村振興課調整係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山振興局産業振興部農村振興課調整係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎 4階講堂
- (2) 入札日時 令和6年3月6日（水）午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた、それぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（1月当たりの基本料金及び1月の各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- (2) 1回目の入札で落札者がいない場合は、再度入札をする。
- (3) 競争入札で不落で終了した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約によることとし、入札参加者のうち入札書記載の入札総価格が最低である者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札

者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録し電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道檜山振興局産業振興部農村振興課調整係

イ 所在地 郵便番号 043-8558
檜山郡江差町字陣屋町336-3

ウ 電話番号 0139-52-6601（直通）

(6) 前払金

前払金はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) その他

この公告のほか、別紙の入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

